

セデッテかしま施設予約について

セデッテかしまの施設利用については、次のとおりです。

実施日時、利用施設（予定を含む。）が決定している場合は、空き状況を確認の上、事前に仮予約すること。本予約は、申請後となります。

【申請先】

セデッテかしま

住所：南相馬市鹿島区浮田字榎木沢（もみのきざわ）212-1

電話：0244-26-4822

1. 利用料金

区 分	単 位	利用料金
コミュニティ広場	1 時間	5 0 0 円
指定管理者が許可する施設 (主に、施設前広場(外)をいう)	1 区画 / 1 日	7, 0 0 0 円

- (1) 指定管理者が許可する施設における **1 区画**とは、3.56m×5.34mとする。⇒ **テント2間×3間**
- (2) 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算し、利用料金に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- (3) 面積が1区画に満たない端数があるときは、これを1区画として計算し、1区画を超える面積を利用するときは、**最大2区画まで**とする。※2区画以上の場合は、別途相談ください。
- (4) コミュニティ広場において、利用業者等が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって利用するときは、当該料金に100分の200に相当する額を加算する。

2. 利用許可申請

施設の利用許可を受ける者は、サービスエリア利活用拠点施設(施設・設備器具)利用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければなりません。

なお、申請は利用しようとする日の6ヶ月前から受け付けます。

ただし、次の場合はその期間前でも申請することができます。

- (1) 南相馬市主催または共催の事業
- (2) 南相馬市長が特に必要と認めるとき

3. 許可事項の変更・取消し

利用許可事項を変更、取消ししようとする場合は、サービスエリア利活用拠点施設利用（変更・取消）申請書（様式第3号）により、指定管理者の承認を受けなければなりません。

4. 利用料金の納付

利用料金は、利用の当日までに納入していただきます。

5. 利用料金の減免

利用料金の減額、免除は次のとおり。

対 象 者	減 免 額
○ 国・地方公共団体・その他公共団体が主催・共催して行う事業及び公共的団体が公共的事業に利用するとき ○ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方	全額
市が後援する事業	5割
その他市長が特に必要と認める場合	市長が定める額

※障がい者手帳をお持ちの方へ

- ・ 利用の際に障がい者手帳等の掲示がない場合は、免除を受けることができません。
- ・ 営利目的の利用や免除対象障がい者が半数に満たない貸し切利用は無料になりません。
- ・ 身体障がい者手帳、療育手帳については第1種、精神障がい者保健福祉手帳については、障がい等級が1級の障がい者手帳をお持ちの方を介護する方（1人につき1人に限る）についても無料となります。

利用料金の減額、免除を受けようとする者は、利用許可申請書と併せてサービスエリア利活用拠点施設利用料金減免申請書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければなりません。

6. 利用者の遵守事項

- (1) 申請の目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用許可を受けていない施設を利用しないこと。
- (3) 施設及び設備器具（以下「施設等」という。）を丁寧に取り扱い、毀損しないこと。
- (4) 利用中に火災その他重大な事故が発生したときは、速やかに適切な措置を講ずるとともに、指定管理者に通報し、その指示に従うこと。
- (5) 施設等の利用を終了したときは、利用した施設等の整理及び清掃を行い、指定管理者の点検を受けること。
- (6) その他指定管理者の指示に従うこと。